

こそが効果的になってきてます。政治家や政府の官僚が腐敗しているという深刻な問題もあり、「非政府組織の重要性」が高まっております。警察や政府も市民の集まりですが、その集合体としては異なる目的のために市民の利益を犠牲にするという現象が起きますが、非政府組織は市民の利益保持の目的だけで問題解決に当ることが出来ます。勿論、各々の犯罪組織は特定の犯罪行為に特殊化しているので、これに対応した有効な措置を講じることが必要です。

5. 国際的な組織犯罪への対応

最後に、国際レベルでの対策としては、国連の麻薬管理プログラム・UNDCP という組織がインド政府と協力して犯罪撲滅に当たっている。インドでは4つか5つの地域に麻薬管理局が設置され、それによって麻薬取引を抑制しようとしている。このような措置によっても薬物犯罪を完全に撲滅することはできないが、できる限り犯罪が成功せずに難しくなるように、「マネーロンダリング」（不法収益の洗浄）などのような犯罪収益での金儲けを阻止したりして、一層の努力を重ねるよう考えています。

第三に、警察組織が国内的・国際的な組織犯罪に対応するという類型ですが、開発途上国の警察組織は人員と資金の不足で組織犯罪に充分に対応できる態勢にはなっていない。残念ながら、それが現状です。また、政治的にも大きな対立・混乱の諸問題を抱えており、組織犯罪の打倒が一層に困難になる状況であるといわざるをえません。このことが、今日別室で同時に進行されている国際警察保安専門会議での主要なテーマの一つになっているのです。

4. 市民による組織犯罪への挑戦

組織犯罪への対策の第二の類型が、「非専門家による方策」です。これは地域住民が参加して組織犯罪と戦うという活動でして、例えば「チップユ」という名で賭博を止めようとか恐喝を減らそうというような市民活動が行われています。従って組織犯罪と戦う方策としては、「その犠牲者が誰なのか」を考えるのが一番近道なのです。一般市民あるいは地域社会が被害者である場合には、「地域社会に根ざしたプログラム」による方が、法律で執行するよりも大きな成果が上るといえます。このことは、私だけの意見ではなく、今回の国際会議に参加した仲間の全員が賛成していることです。

特にインドでは、女性の活動が組織犯罪防止に大変大きな貢献をしているという側面があります。女性や子供の密売といった組織犯罪に対しては、「ノンエグゼキューティブ」な方法がより効果的です。この種の犯罪は、地域および社会の文化に深く根ざしているからです。

市民に犯罪組織からの危険が及ぶこともあり、その場合に「専門家の方策」と「非専門家の方策」とが相互に機能するかという疑問もありましょう。確かに、女性と子供の密売に対して女性団体等が広範な抗議運動を行うときに、これに危険が及ぶこともあります。しかし、女性団体は社会的にも政治的にも増々力をつけています。ですから、警察や司法の専門的方策よりも、女性グループ・非営利団体等の非政府組織の活動

コイティは、真の意味での犯罪者です。特に、女性や子供を売買の対象とする犯罪は、その被害者は何の罪もない普通の人なのですから、社会に根深く存在する害悪であるといわねばなりません。

他方で、国際的形態の組織犯罪には、麻薬取引・違法な密輸入・資金洗浄など国際貿易を舞台とするものがあり、この点に国内的形態の組織犯罪との相違がみられます。

この二形態の区別は、被害者の相違によるものです。国内的形態では通常人、国際的形態では国家ないし社会であって、集合的意味での被害者が想定されます。

3. 組織犯罪への二つの対応策

これまで述べたのがインドの組織犯罪の特長ですが、これにどのような対策が講じられているのでしょうか。その対策も類型的に大きく二つに区分できます。第一は「専門家（エグゼキューティブ）」によるもの、第二は「非専門家（ノンエグゼキューティブ）」によるものです。

第一の類型は、政治的・法的な対応であって、法の執行をどうすべきかという問題です。このインドの法律事情について紹介します。

その第一の法律は、TADA ACT (Terrorist and Distruptive Act of 1984) と呼ばれ、テロおよび破壊的な活動に対する法律です。その犯罪者は、公判なしに2年間勾留されることができます。その後の公判では裁判所の判断が下されるとはいえ、この法律の下では、被疑者の権利は法的に大幅に制限されるのです。

第二に、インド法の特有なアプローチとして、最高裁判所がイニシアティブをとって法の実現を行うものです。これは、私人が最高裁判所の判事に直接に文書で行われている犯罪について申告するものです。これを受理した判事は、関係する法執行機関にどのような措置がとられているかを照会するという制度です。これはインドにユニークな制度でして、最高裁の判事が直接に市民の声を聞いて犯罪に対応するものです。

II アジアの組織犯罪 ——インドにおける市民活動を中心に——

Dr. Mangai Natarajan, Prof.

(ジョン・ジェイ刑事司法大学)

1. はじめに

私は、アメリカのニューヨークにあるジョン・ジェイ・カレッジから参りましたが、インドを中心とするアジアの組織犯罪について極く簡潔に紹介します。今回のシンポジウムには、アジアからの参加は1人が日本で、もう1人はインドの私です。ここでは、日本の暴力団については割愛させて頂き、話の中心となるインドでは中国人の犯罪組織が近年では勢力を強めており、これらについて話したいと思います。

2. 国内および国際レベルの組織犯罪

インドの組織犯罪を語るには、二つのレベルが区別されます。その一つは国内的な犯罪、もう一つは国際的な犯罪です。

国内に目を向けると、「デコイティ」(Dacoity) というカテゴリーの組織犯罪がありますが、それは概ね5人以上の団員によって行われる強盗行為です。アフリカの報告者からはダイヤモンドの密輸入をめぐる組織犯罪の話があったかもしれませんが、しかし、インドでのもう一つの大きなカテゴリーの組織犯罪は、若い女性を売春目的で、子供を労働力の目的で、売買するものです。特に女性の人身売買がアジアでは他の地域よりも多いように思われます。こうした傾向が、インドでもタイ・中国でも見られます。この犯罪被害者は、普通の人なのです。

ここで、先程のデコイティについて語りたいのですが、その理由は日本の暴力団と似た面があるからです。デコイティにも良い目的の強盗もあり、金持ちから盗んだ金品を貧しい人の教育・福祉のために分配するといった形態も見られます。そういった積極面が暴力団にも見られるとすれば、それはデコイティにも見られます。しかし、その他の形態のデ